

○宮崎大学部長会議規程

〔平成 23 年 6 月 1 日〕
制 定

改正 平成 24 年 7 月 18 日 平成 26 年 3 月 28 日
平成 28 年 3 月 2 日 平成 29 年 3 月 31 日
平成 31 年 3 月 28 日 令和 4 年 9 月 30 日

(設置)

第 1 条 本学の事務運営の円滑な執行を図り、必要な事項に関し協議するため、宮崎大学部長会議（以下「部長会議」という）を置く。

(任務)

第 2 条 部長会議は、次に掲げる協議等を行う。

- (1) 事務運営上の懸案事項及び改善事項等に関する協議
- (2) 各部局間の緊急な連絡及び調整
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 部長会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局各部長
- (3) 医学部事務部長
- (4) 学び・学生支援機構及び研究・産学地域連携推進機構の事務部長
- (5) 監査室長
- (6) 各事務部事務長
- (7) 国際連携機構事務部国際連携課長

2 事務局長は、必要に応じて、協議事項の担当課長の出席を求めることができる。

3 第 1 項第 2 号から第 7 号までに掲げる者（以下「部長等」という。）が止むを得ず欠席する場合は、当該部長等が指名する者が代理出席する。

(会議)

第 4 条 部長会議は、毎月 1 回（第 1 水曜）開催することを常例とする。

2 事務局長は、必要があると認めるときは、臨時に部長会議を開催することができる。

(事務)

第 5 条 部長会議の事務は、企画総務部総務広報課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、部長会議の運営に関し必要な事項は、本会議の議に基づき定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。